

公務として参加を認める部外競技会の種目等について (通達)

平成 13 年 5 月 29 日

熊厚第 784 号

公務として参加を認める警察機関以外の機関・団体が主催又は共催する運動競技会（以下「部外競技会」という。）の種目、公務として参加を認める警察職員の範囲、参加に当たっての手續等については、平成 13 年 6 月 1 日から、下記のとおりとすることとしたので運用に誤りのないようにされたい。

なお、「部外競技会に参加する場合の職務上の取扱いについて」（平成 11 年 9 月 30 日付け熊厚第 1158 号例規）は、同日付けで廃止する。

記

1 部外競技会の種目

公務として参加を認める部外競技会は、国、地方公共団体又は全国規模の競技団体が主催又は共催する都道府県レベル以上の国内で行われる競技会（これらの競技会の一環として実施される地区レベルの予選会を含む。）で、かつ、次に掲げる競技種目に限るものとする。

- (1) 柔道
- (2) 剣道
- (3) 射撃
- (4) 二輪のトライアル競技
- (5) (1)から(4)に掲げるもののほか、警察本部長が認めるもの

2 警察職員の範囲

公務として参加を認める警察職員は、前 1 に規定する部外競技会の種目に選手、監督及びコーチとして参加する者とする。

3 参加に当たっての手續

- (1) 所属長は、所属の警察職員が前 1 に規定する部外競技会の種目に参加する場合は、職務命令を行うものとし、旅行が必要な場合には、旅行命令を行わなければならない。
- (2) 旅費は旅行命令に係る所属の負担とする。ただし、他の機関又は団体が旅費を負担する場合はこの限りでない。

4 留意事項

- (1) 所属長は、本通達の運用について疑義がある場合は、警察本部厚生課長と事前に協議すること。
- (2) 所属長は、本通達に基づいて部外競技会に参加した警察職員が災害を

受けた場合は、直ちに警察本部厚生課長に連絡すること。